

就学支援金の認定を受けた方へ

高等学校等就学支援金及び高校生臨時支援金の審査結果について（お知らせ）

令和7年7月～8月に申請いただいた「高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」といいます。）」につきましては、同封の審査結果通知書のとおり認定されました。これをもって、同通知書に記載の「7. 支給決定期間」の期間中の授業料が無償となります。（現金を支給する制度ではありません。）

また、就学支援金と併せて「高校生臨時支援金（以下「臨時支援金」といいます。）」を申請いただいている方については、就学支援金が認定されましたので、臨時支援金については審査する必要がなくなりましたので、このお知らせをもって却下といたします。

(※この書面は、臨時支援金を申請していない方にも配付しています。)

就学支援金及び臨時支援金について

就学支援金及び臨時支援金は、どちらも高校授業料の無償化の制度です。高校の授業料を、国が生徒に代わって負担します。

世帯年収約 910 万円未満の世帯の生徒は、就学支援金で授業料が無償となるため、臨時支援金は却下となります。世帯年収約 910 万円以上の世帯など、就学支援金が不認定となった生徒については、臨時支援金で授業料が無償となります。



【お問合せ先】

- 大阪府立懐風館高等学校 事務室
電話：072-957-0001
- 大阪府教育庁 施設財務課 就学支援金及び臨時支援金担当
電話：06-6941-0351（府庁代表）